

会 議 録

会議の名称	平成27年度第1回東村山市緑化審議会				
開催日時	平成27年10月21日(水) 午後3時から午後4時				
開催場所	東村山市役所本庁舎3階庁議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・肥沼和夫職務代理・さとう直子委員・久野一彦委員・増田勝義委員・久野稔晃委員・小嶋博司委員・島崎喜美子委員・金田一弘明委員</p> <p>(市事務局) 野崎まちづくり部長・肥沼まちづくり部次長・炭山みどりと公園課長・有山みどりと公園課長補佐・並木主任・新井主事</p> <p>●欠席者：蜂屋健次委員・伊藤真一委員・白石えつ子委員</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状の交付</p> <p>3 市長挨拶</p> <p>4 会長選出・職務代理選出</p> <p>5 会長挨拶・職務代理挨拶</p> <p>6 議事</p> <p>(1) 審議会・会議録の公開等について</p> <p>(2) 環境審議会委員の選出について</p> <p>(3) 公共の緑の植生管理ガイドラインの策定について</p> <p>(4) その他</p> <p>7 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどりと公園課みどりの係</p> <p>担当者名 有山、並木、新井</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					

- 1 炭山みどりと公園課長開会
- 2 渡部市長より委嘱状の交付
- 3 渡部市長より挨拶
- 4 互選により、会長は、東京農工大学名誉教授の福嶋司氏、職務代理は、東村山緑化組合長の肥沼和夫氏に決定。

5 議事

○会長

それでは、議事を進めてまいります。

初めに、審議会・会議録の公開等について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

初回となりますので、事務局よりご説明させていただきます。

お手元の資料3をご覧ください。会議の公開に関する指針ということで、裏面中程の第4、会議の公開をご覧ください。

「附属機関等の会議は、条例の規定により非公開とされている場合を除き公開する。」となっておりまして、東村山市緑化審議会を公開とするかについて、まず皆様にお諮りしたいと思います。これまでは、原則公開としておりまして、引き続き公開とさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(全委員賛同)

○会長

個人のプライバシーに係わる問題に関しては、非公開にしなければならない場合もあるかと思いますが、原則公開という形が今の状況としては王道だろうと思いますので、そのように決めさせていただきたいと思います。

○事務局

合わせて、会議録の公開についてですが、会議録については、事務局で作成し、内容の確認を委員の方にお諮りし、ご了承の後にホームページで公開していく方法と、もしくは、会長に一任をいただいて、会長と事務局で会議録のチェックをさせていただき、その後、ホームページで公開していく2つの方法のどちらかにさせていただければと思っております。また、発言委員を特定して会議録を作成する方法と、会長、委員、事務局という、その職だけを記載して会議録の表記とする方法のどちらにするか、また、会議録の作成に当たっては、録音機を使い録音をさせていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

○会長

今、3つ提案がありましたけれども、まず簡単なものから。

まず、会議の内容をテープに録っておく、これは、会議録の作成に必要だということで、これに関してはよろしいでしょうか。

(全委員賛同)

○会長

次に、2つ目の会議録の作成方法に関しては、どのようにお考えでしょうか。

○委員

会長と事務局で確認していただいて、それでよろしいのではないのでしょうか。

○会長

仮に、会長と事務局で整理したものは、全委員に行き渡るような形になるという前提ですね。

○事務局

はい。

○会長

それでは、まずは事務局が作成し、私が確認する。その後、内容に関して疑義があった場合は、次の会議の席でその修正をいただく。そのような形でよろしいでしょうか。

(全委員賛同)

○会長

わかりました。それから、もう一つの件について。

○事務局

会議録の記載方法で、ご発言について、委員名を表記するか、もしくは、会長、委員、事務局という、どちらの表記にするか、お決めいただければと思います。

○会長

これについては、これまでも委員名を出さずに、会長、委員、事務局という形でやってきたのですが、おそらく、委員名が公になるということに関しては、そういうことがないかもしれませんが、闊達な議論が出せないということが懸念される部分もあるかもしれません。これまでと同じように、会長、委員、事務局という記載方法のほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員賛同)

○会長

それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

○事務局

それから、もう一点、傍聴の定めのご関係でございます。

資料4をご覧ください。

傍聴に関する定め（案）を事務局で作成しました。まず傍聴者の定員でございます。市の会議室の規模を含めまして、10名以内、10名を超えた場合については、会長にご一任いただく形で提案させていただきましたが、いかがでしょうか。

○会長

みなさんいかがでしょうか。

（全委員賛同）

○事務局

それでは、資料4の（案）を消させていただき、進めさせていただきます。なお、傍聴の受付をさせていただいた方には、皆様にお配りした資料と同じものを配付させていただきます。

以上、これからの2年間については、この内容で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○会長

次に、2番目の環境審議会委員の選出について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

環境審議会委員の選出についてですが、東村山市環境を守り育むための基本条例において、環境審議会の設置を定めております。環境審議会委員については、学識経験者、環境関係活動団体等の推せんする者、事業者、公募市民、市の環境関係審議会委員という構成になっております。この、市の環境関係審議会委員として、緑化審議会から環境審議会委員のご推薦をいただきたいと思います。環境審議会は、基本的に平日夜間、年2回から3回程度の開催を予定しておりますので、このことも踏まえてご選出いただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長

前回はそうだったのですが、公募市民委員の方からお一人選出するという経過でこれまでできておりますが、今回もそのような形でいかがでしょうか。

（全委員賛同）

○会長

そうなりと、お三方の中でどなたかを決めていただければと思います。

○委員

久野稔晃委員を推薦したいと思います。

○会長

久野委員いかがでしょうか。

○委員

では、勉強のために。

○会長

それでは、環境審議会委員は、久野委員にお願いしたいと思います。

次に、3番目、公共の緑の植生管理ガイドラインの策定について。

これは昨年、この審議会でも現地調査をし、いろいろな緑のあり方に関して議論したところですが、今年はそれをさらに一歩進めた形を考えていく方向で進んでおります。このことに関して、事務局より市の取り組みの現状及び今後の方向性について、ご紹介とご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、公共の緑の植生管理ガイドラインの策定についてご説明させていただきます。

初めに、これまでの経過をご説明させていただきます。

まず、諮問に至った経緯でございますが、時代の変化とともに緑が減りつつある中で、今ある緑を守り、より良い緑として残していくことはもとより、新たな緑をどのように創り、増やしていくかが大きな課題と捉えております。そのためには、施設同様、10年先、20年先を見据えた管理が求められること、植栽段階から維持管理を視野に入れて実施すること等々、限られた予算の中でより良い植生管理を行うことが必要になっております。

現在、東村山市緑の保護と育成に関する条例及び施行規則におきましては、数値的基準については定めておりません。このことから、緑化については、あくまでも事業者、所有者の協力、努力に委ねざるを得ない現状でございます。このため、東村山市の豊かな緑を貴重な財産として次世代に引き継いでいくため、公共の緑の植生管理のあり方について、緑化審議会へ諮問させていただきました。

諮問の経緯につきましては、以上でございます。

次に、答申を踏まえた市の方針ということで、平成26年9月、緑化審議会より、複数回にわたる現地見学会や審議会での議論を踏まえ、55ページに上る答申書として「公共の緑の植生管理のあり方について」をご提言いただきました。

一言で公共の緑と申しましても、それぞれの植栽の目的や立地環境は異なっており、これらの豊かな緑を財産として次の世代に残していくためにも、樹木の種別や

立地環境に応じた植生の維持管理を計画的に行っていくことが必要であり、緑の立地、構成、樹種を踏まえた目指すべき姿を定め、その目標に向けた管理を行うための指針として、緑化審議会の皆様のご協力をいただきながら、公共の緑の植生管理ガイドライン（素案）の作成を進めてまいりたいと考えております。

以上が市の方針でございます。具体的な内容につきましては、担当よりご説明させていただきます。

○事務局

先ほどよりありますように、答申に向けて、委員の方々には現地を何度も見ていただき、現状の中からどういった課題があるか、それについての対策等も答申の中でご提言をいただいております。

答申の中では、一言で緑といっても、同じ雑木林でも平らなところもあれば斜面のところもある、そういった環境の違いの中で、おのずと管理の方法も違ってくるということが強く示されていると思っております。この答申を踏まえ、今年度は、公共の緑の植生管理ガイドラインの策定に着手しております。

まず、26年度の第3回審議会の中でも少しお話をさせていただきましたが、これまで市としては植生のデータというものを持っておりませんでしたので、限られた時間の中ですが、3月の一か月間を使い、植生の基礎調査を行わせていただきました。

この植生調査につきましては、緑地の中から多摩湖緑地、都市公園の中の数公園、小学校15校、中学校7校の合計22校、それから、街路樹も、審議会の時にもご覧いただきました、3・4・27号線、東村山駅東口からのさくら通り、同じくサクラが植栽されている久米川駅南口の3・4・3号線（さくら通り）、それから、富士見小学校近くのケヤキが植栽されているところの3か所を選定し、植生の基礎調査をさせていただきました。

その中では、樹木の位置の特定、葉のない時期であったため大まかな樹種の特定、それから、健全度について調査をしていただきました。それを踏まえまして、今年度は、10月の葉のある時期から着手しましたので、さらに詳細な樹木の状況調査を進めるとともに、昨年度調査した箇所に加え、緑地では淵の森緑地、それから、野火止用水を加えた中で植生調査をさせていただく予定でおります。その植生調査を進めますと、東村山市の緑の現状が浮き彫りになってくると思います。

答申の中にもありましたように、様々なタイプがあるというお話、今ある緑の中で、それが目指せる姿がどういったものなのか、それぞれの緑の機能と役割という

ものを改めて考えていく中で、こういった管理手法が適しているか、あるいは、こういった改善策が求められているかといったことをガイドラインの中で示していきたいと考えております。

現在は、実際に植生調査を始めたところですので、まだ調査のデータなどをお示しすることはできませんが、次回には、調査した中の現状をお示しさせていただき、こういった目指すべき姿か、機能と役割、ガイドラインの素案のようなものを皆様にお示しさせていただいたうえで、ご意見を頂戴したいと考えております。実際に答申をいただいて、ガイドラインということで新たな取り組みになりますけれども、ご意見をいただきながら一つずつ進めてまいりたいと考えております。

○会長

今、公共の緑の植生管理ガイドラインについて説明がありました。

まず、これまでの経緯を振り返りますと、最初に、緑をどうあるべきだろうかという素朴な疑問から、市長より直接調査をするようにという諮問をいただいて、この審議会委員が全員で対応した。その結果、いろいろなタイプがそれぞれの形として、市内に広く散らばっている。しかも、面積的にも大小があるし、質的にもかなり違いがある。それをどのように整理していくかということで、みんなで頭を使って整理してきたわけです。

これを受けて、今度は市のほうで、いろいろなタイプの中からピックアップし、答申に示された中から緑の現状を調査するというに移った。今年はさらにそれを広げてより詳しい内容まで展開し、今後のガイドライン策定に移っていきたいということです。大変前向きに展開されていることを私は大変喜んでおります。まず、答申で市全体の内容がわかり、今度は、その具体的なものを進め、それぞれのタイプごとの特徴をはっきりしようという、その段階にきているわけです。そして、管理のためのガイドラインを作っていこうということだと思っております。

ポイントとなるのは、ガイドラインで終わるのではなく、そのガイドラインに示された内容を一つ一つの場所でどのように生かしていくか、それが本当の最終的なゴール点だと思うので、その途中段階の作業に移っていると。そのように私は考えております。

いずれにしても、これからいろいろな情報が集積されてくると思っておりますので、前回同様にみんなで議論しながら整理していきたいと思っております。

全体の内容について、ご質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

初めての委員の方もいらっしゃるので、すぐには質問等が出しにくいとは思いますが、これから進めていく段階で疑問点を出していただければ、またみんなで議論できるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、その他、事務局より何かあれば説明をお願いいたします。

○事務局

今年度につきましては、あと2回の審議会を予定させていただいております。今回の日程につきましては、今まさに調査を行っているところであり、その調査の結果を踏まえ、分析等をした中で素案を作っていく、この作業を事務局で進めさせていただきたいと思っておりますので、これからの調整となりますが、来年1月下旬から2月上旬で設定できればと思っております。

それから、もう一点、こちらは事務的な話となりますが、審議会の委員報酬につきましては、振り込みにより対応させていただきます。

以上2点でございます。

○会長

今回は1月の終わりか、2月の初めということですね。そうすると、今調査を進めている内容が、ある程度上がってくるという感じですかね。

○事務局

今年度の植生調査がおおむね11月いっぱいを予定しております。その後、課題の分析や手法等の検討を行い、1月の下旬を目途に素案としてお示しができるように進めてまいります。

○会長

やはり、せつくなので、答申というか調査結果が出された段階で、ポイントとなる部分はみんなで現地を見てもいいですね。このように考えていく答申が出たが、それでいいかというようなことを考える機会があるといいですね。

○事務局

やはり前期の場合も、皆さんに現地を見ていただき、会長にご説明いただき、共有していただいたという経過もありますので、ぜひいくつかの場所をピックアップして、現地をご覧いただけるように設定したいと思います。

○会長

わかりました。やはりみんなで同じ見方で見る方がいいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

その他、委員の方から質問等はありませんか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、これにて第1回目の東村山市緑化審議会を閉会いたします。

6 閉会